

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜都心部コミュニティサイクル事業調査検討業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約 8,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加資格

(1) 参加者の要件

本業務の実施が可能な者であり、次の項目のすべての要件に該当するものとします。

ア 令和 3・4 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者で、かつ、その内容が次の条件を満たすこと。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していれば、この限りではない。

(ア) 令和 3・4 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ建設コンサルタントについて登録（事業所の所在地は横浜）が認められている。

(イ) 営業種目：「建設コンサルタント等の業務」を 2 位以上で登録しており、かつ細目：「A：建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録している。

イ 近年 5 年以内にシェアサイクル（コミュニティサイクル）に関する調査検討、効果検証または、それに類似した業務実績があること。

(2) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当する者

イ 銀行取引停止処分を受けている者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）。

エ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

オ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者。

カ 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月制定、平成 31 年 4 月改定）の規定による停止措置を受けている。

4 参加に係る手続き

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 誓約書（要領1）

ウ 直近5年以内にシェアサイクル（コミュニティサイクル）に関する調査検討、効果検証または、それに類似した業務実績があることがわかる資料（契約書の写し等）

(2) 提出先 横浜市都市整備局都市交通課 三川・賀川
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は着信確認を行ってください。）

(4) 提出期限 令和3年8月16日（月）17時まで（必着）

(5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日

令和3年8月23日（月）17時までに行います。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（要領2）の提出

本要領等の内容について質問がある場合、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

(1) 提出期限 令和3年8月31日（火）17時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市都市整備局都市交通課 三川・賀川
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(3) 提出方法 持参、郵送、又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 回答日及び方法 令和3年9月6日（月）にホームページに掲載します。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5及び要領3～7）に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書表紙（様式5）

イ 業務実施体制（要領3）

ウ 予定技術者の経歴等（要領4）

なお、今回業務実施体制に記載した予定技術者（資格者）について、今回の業務と同種・同類業務の実績については必ず記入してください。

エ 業務実施方針及び実施手法（要領5）

オ 提案内容（要領6）

カ 提案書の開示に係る意向申出書（要領7）

キ 参考見積書（要領8）

(4) 提案内容については次の通りとします。

別添資料「業務説明資料」や「横浜都心部コミュニティサイクル事業について」を踏まえ、次の各項目について整理し令和6年度以降の「横浜市が目指すべきシェアサイクル像」を検討する視点で、提案内容としてまとめて下さい。

ア 業務説明資料における「(1) 基礎調査」、「(2) 事業分析」、「(3) 横浜都心部におけるシェアサイクル将来像(素案)の検討」の検討フローと進め方

イ 業務説明資料「(1) ア 横浜都心の地域特性調査と分析」の進め方とその理由

ウ 業務説明資料「(1) イ 海外事例等調査」の進め方とその理由

エ 業務説明資料「(2) ウ 採算分析(スキーム分析)」の現時点で想定される分析項目とその設定理由

オ 社会環境の変化等を踏まえた「横浜都心部におけるシェアサイクル将来像(素案)」の提案方法とその理由

カ シェアサイクルの業務経験が確認できるもの

(6) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 提案内容は原則、要領6(A4用紙縦)でまとめることとしますが、A3用紙を使い図やイラストを用いて提案を説明する場合など、別紙を添えて提出してください。その際、資料の枚数は最小限としてください。

ウ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

(7) ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組の状況等を示す資料提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

| 対 象 | 提出資料 | 部 数 |
|--|---|--------|
| 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満のみ加算) | 労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」 | 1 部 |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満の場合のみ加算) | 労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」 | |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得 | 「基準適合一般事業主認定通知書の写し」 または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」 | |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 | 「認定通知書の写し」 | |
| 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満) | 最新年度の障害者雇用状況報告書(「事業主控」の写し) | |
| 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証 | 認定証の写し | |

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
- イ 提出先 横浜市都市整備局都市交通課 三川・賀川
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
- ウ 提出期限 令和3年9月10日（金）17時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）また提案書のPDFをメールでお送りください。
メールアドレス：tb-cycle@city.yokohama.jp

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書に記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを実施します。

- (1) 実施日時 令和3年9月中旬
- (2) 実施場所 横浜市都市整備局29階 会議室
横浜市中区本町6丁目50番地の10
- (3) 出席者 総括責任者又は主任技術者（資格者）を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

| | | |
|------|---|---|
| 名称 | 都市整備局第二入札参加資格・業者選定委員会 | 横浜都心部コミュニティサイクル事業調査検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会 |
| 所掌事務 | プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること | プロポーザルの評価に関すること |
| 委員長 | 都市整備局副局長 | 都市整備局副局長 |
| 副委員長 | 都市整備局総務課長 | 都市整備局総務課長 |
| 委員 | 企画課長 都市交通課長 都心再生課長 横浜駅・みなとみらい推進課長 地域まちづくり課長 防災まちづくり推進課長 市街地整備調整課長 経理係長 | 企画課長 都市交通課長 都心再生課長 横浜駅・みなとみらい推進担当課長 道路局交通安全・自転車政策課長 |

11 受託候補者の特定

提案書を提出した者のうち、受託候補者を特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日 令和3年10月5日(火)17時までに行います。

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 提案書の取扱い

(1) 提出された提案書は、受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された提案書は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザルの手続における注意事項

(1) 提案内容及び提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(3) 特定された提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となる提案

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

(8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の可否

受託事業者として特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。